

出版物市場管理規定
(改訂意見募集稿)

2011年2月24日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

出版物市場管理規定 (改訂意見募集稿)

第一章 総則

第一条 出版物の発行活動及びその監督管理の適正化を図り、全国範囲の統一的、開放的、競争的、秩序的な出版物市場体系を確立し、社会主義の出版産業を発展させるために、「出版管理条例」及び関連法律、行政法規等に基づき、本規定を制定する。

第二条 本規定は出版物の発行活動及びその監督管理に適用する。

本規定で称する出版物とは、図書、新聞、雑誌、録音・録画製品、電子出版物等を指す。

本規定で称する発行とは、総発行、卸売り、小売、レンタル、展示販売等を含む。

総発行とは、唯一のサプライヤーから他の出版物経営者に出版物を販売することを言う。

卸売りとは、他の出版物経営者に出版物を販売することを言う。

小売とは、消費者に出版物を直接販売することをいう。

レンタルとは、レンタル料を取る形で読者に出版物を提供することを言う。

展示販売とは、所定の場所、時間において出版物経営者が出版物を集中展示、販売、発注することを言う。

第三条 国は出版物の発行に対し法に従って許可制度を実施する。許可を得なければ、如何なる機構と個人も出版物の発行活動に従事してはならない。

第四条 新聞出版総署は全国範囲における出版物の発行活動を監督管理し、全国範囲における出版物発行業の発展計画を制定する。

省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門は本行政地域内における出版物の発行活動を監督管理し、本省、自治区、直轄市の出版物発行業発展計画を制定する。省級以下各級人民政府の新聞出版行政部門は本行政地域内における出版物の発行活動を監督管理する。

第五条 新聞出版行政部門は出版物発行業発展計画を制定するとき、科学的な論証を行い、適法・公正的である、実情に適う、発展を促進するという原則に従わなければならない。

第二章 出版物発行機構の設立

第六条 出版物総発行企業を設立する又はその他の機構が出版物の総発行業務に従事するには、以下の条件を備えなければならない。

(一) 確定した企業名称と経営範囲があること。

(二) 出版物の発行を主要業務とすること。

(三) 出版物の総発行業務に適応する組織機構と発行要員を有し、主要責任者は高級出版物発行員という職業資格又は新聞出版総署が認める出版物発行関連の中級以上の専門技術資格を有すること。

(四) 出版物総発行業務に適応する設備と固定の経営場所を有し、貯蔵場所の面積は1000平米を下回らないこと。

(五) 登録資本は2000万円を下回らないこと。

(六) 健全な管理制度を備え、また産業基準に適う情報管理システムを有すること。

(七) 直近3年新聞出版行政部門の行政処罰を受けたことがないこと。

出版物総発行企業が法に従って設立した総発行業務に従事する支社を除き、総発行機構は会社法人でなければならない。

第七条 出版物総発行企業の設立を申請する又はその他の機構が出版物の総発行業務に従事するのを申請するには、所在地の省、自治区、直轄市新聞出版行政部門に申請書類を提出し、審査を受けた後、新聞出版総署に報告して審査・許可をしてもらわなければならない。

新聞出版総署は申請を受理した日から60営業日以内に許可するかしないかの決定を出し、書面で申請者に告知する。許可する場合、新聞出版総署が「出版物経営許可証」を授与し、申請者は「出版物経営許可証」を持参して工商行政管理部門で法に従って関連手続を行う。許可しない場合、理由を説明しなければならない。

申請資料は以下の書類を含む。

(一) 申請書。機構の名称、住所、法定代表人又は主要責任者の氏名、住所、資本の出所、資本金額等を明記すること。

(二) 組織機構と定款。

(三) 登録資本の信用証明。

(四) 企業の住所と貯蔵場所の使用権証明。

(五) 法定代表人及び主要責任者の身分証明。

(六) 主要責任者の発行員職業資格証書又はその他の専門技術資格証明資料。

(七) 企業情報管理システム状況の証明資料。

(八) その他の必要な証明資料。

第八条 出版物卸売り企業を設立する又はその他の機構が出版物の卸売り業務に従事するには、以下の条件を備えなければならない。

(一) 確定した企業名称と経営範囲があること。

(二) 出版物の発行を主要業務とすること。

(三) 出版物の総発行業務に適応する組織機構と発行要員を有し、主要責任者は中級以上の出版物発行員という職業資格又は新聞出版総署が認める出版物発行関連の中級以上の専門技術資格を有すること。

(四) 出版物総発行業務に適応する設備と固定の経営場所を有し、貯蔵場所の面積は200平米を下回らないこと。

(五) 登録資本は500万円を下回らないこと。

(六) 健全な管理制度を備え、また産業基準に適う情報管理システムを有すること。

(七) 直近3年新聞出版行政部門の行政処罰を受けたことがないこと。

出版物総発行と卸売り企業が法に従って設立した卸売り業務に従事する支社を除き、卸売り機構は会社法人でなければならない。

第九条 出版物卸売り企業の設立を申請する又はその他の機構が出版物の卸売り業務に従事するのを申請するには、所在地の地、市級新聞出版行政部門に申請書類を

提出し、審査を受けた後、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に報告して審査・許可をしてもらわなければならない。

省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門は申請を受理した日から 20 営業日以内に許可するかしないかの決定を出し、書面で申請者に告知する。許可する場合、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門が「出版物経営許可証」を授与し、また新聞出版総署に報告して登録登記を行う。申請者は「出版物経営許可証」を持参して工商行政管理部門で法に従って関連手続を行う。許可しない場合、理由を説明しなければならない。

申請資料は以下の書類を含む。

(一) 申請書。機構の名称、住所、法定代表人又は主要責任者の氏名、住所、資本の出所、資本金額等を明記すること。

(二) 企業定款。

(三) 登録資本の信用証明。

(四) 企業の住所と貯蔵場所の使用権証明。

(五) 法定代表人及び主要責任者の身分証明。

(六) 主要責任者の発行員職業資格証書又はその他の専門技術資格証明資料。

(七) 企業情報管理システム状況の証明資料。

(八) その他の必要な証明資料。

第十条 出版物小売企業を設立する又はその他の機構、個人が出版物の小売業務に従事するには、以下の条件を備えなければならない。

(一) 確定した名称と経営範囲があること。

(二) 経営者は初級以上の出版物発行員という職業資格又は国务院新聞出版行政部門が認める出版物発行関連の初級以上の専門技術資格を有すること。

(三) 固定の経営場所を有すること。

第十一条 出版物小売企業の設立を申請する又はその他の機構、個人が出版物の小売業務に従事するのを申請するには、所在地県級人民政府の新聞出版行政部門に申請書類を提出しなければならない。

県級新聞出版行政部門は申請を受理した日から 20 営業日以内に許可するかしないかの決定を出し、書面で申請者に告知する。許可する場合、県級人民政府の新聞出版行政部門が「出版物経営許可証」を授与し、また同時に直近上級新聞出版行政部門に報告して登録登記を行う、中でも営業面積が 5000 平米以上の場合、同時に省級新聞出版行政部門に報告して登録登記を行うものとする。申請者は「出版物経営許可証」を持参して工商行政管理部門で法に従って関連手続を行う。許可しない場合、理由を説明しなければならない。

申請資料は以下の書類を含む。

(一) 申請書。機構の基本状況と申請事項を明記すること。

(二) 経営場所の使用権証明。

(三) 経営者の身分証明と発行員職業資格証書又はその他の専門技術資格証明資料。

第十二条 出版物経営機構は許可部門の所轄行政区域内で指定範囲、指定場所と指定時間を守って臨時的な小売拠点を設立する又は移動販売を行うことができるが、前もって所在地の新聞出版行政部門に登録登記を行わなければならない。

第十三条 出版物レンタル企業を設立する又は出版物レンタル業務に従事するには、営業許可証を取得した後の15日以内に営業許可証のコピー及び営業場所、法定代表者又は主要責任者の状況等の資料を持参して、本地方県級人民政府の新聞出版行政部門に登録登記を行うものとする。

第十四条 出版物チェーン経営企業を設立する又は出版物チェーン経営業務に従事するには、以下の条件を備えなければならない。

(一) 確定した企業名称と経営範囲があること。

(二) チェーン経営に適した組織形式及び経営方式を有すること。

(三) 出版物チェーン業務に適応する組織機構及び発行要員を有し、主要責任者は中級以上の出版物発行員という職業資格又は新聞出版総署が認める出版物発行関連の中級以上の専門技術資格を有すること。

(四) 出版物チェーン業務に適応する設備と固定の経営場所を有し、貯蔵場所の面積は500平米を下回らないこと。

(五) 登録資本は300万元を下回らず、中でも全国的チェーン経営に従事する場合は1000万元を下回らないこと。

(六) 健全な管理制度を備え、また産業基準に適う情報管理システムを有すること。

(七) 直近3年新聞出版行政部門の行政処罰を受けたことがないこと。

第十五条 出版物チェーン経営企業の設立を申請する又は出版物チェーン経営業務に従事するのを申請するには、本社所在地の地、市級新聞出版行政部門に申請書類を提出しなければならない。審査を受けた後、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に報告して審査・許可をしてもらう。省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門は申請を受理した日から20営業日以内に許可するかしないかの決定を出し、書面で申請者に告知する。許可する場合、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門が「出版物経営許可証」を授与し、また新聞出版総署に報告して登録登記を行う。許可しない場合、理由を説明しなければならない。

全国的出版物チェーン経営企業の設立を申請する又はその他のチェーン経営企業が全国的出版物チェーン経営業務に従事するのを申請するには、本社所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に申請書類を提出し、審査を受けた後、新聞出版総署に報告して審査・許可をしてもらう。新聞出版総署は申請を受理した日から60営業日以内に許可するかしないかの決定を出し、書面で申請者に告知する。許可する場合、新聞出版総署が「出版物経営許可証」を授与する。申請者は「出版物経営許可証」を持参して工商行政管理部門で法に従って関連手続を行う。許可しない場合、理由を説明しなければならない。

申請資料は以下の書類を含む。

(一) 申請書。機構の基本状況と申請事項を明記すること。

(二) 組織機構と定款。

(三) 登録資本の信用証明。

(四) 企業の住所と貯蔵場所の使用権証明。

- (五) 所属チェーン店舗のリスト及び不動産使用权証明。
- (六) 法定代表者及び主要責任者の身分証明。
- (七) 主要責任者の発行員職業資格證書又はその他の専門技術資格証明資料。
- (八) 企業情報管理システム使用状況の証明資料。
- (九) その他の必要な証明資料。

第十六条 出版物チェーン経営企業が直営チェーン店舗を設立する時、単独に「出版物経営許可証」を取得する必要がない。出版物チェーン経営企業本社の「出版物経営許可証」のコピーを持参して店舗所在地の県級人民政府の新聞出版行政部門に登録登記を行った後、工商行政管理部門で法に従って非独立法人の営業許可証を取得することができる。

出版物チェーン経営企業が非直営チェーン店舗を開設するとき、「出版物経営許可証」を既に有する場合を除き、チェーン店舗は本規定第十条、第十一条の関連規定に従い審査・許可の手続を行わなければならない。

第十七条 国は図書、新聞、雑誌、電子出版物の経営活動に従事する中外合弁経営企業、中外合作経営企業と外資企業、録音・録画製品経営活動に従事する中外合作経営企業の設立を認める。中では、図書、新聞、雑誌のチェーン経營業務に従事し、チェーン店舗が30を超える企業は、外資が支配株主になるのを認めない。

外商投資出版物総発行、卸売り、小売、チェーン経営企業の設立に備えなければならない条件及び出版行政部門の審査・許可手続は本規定第六条ないし第十六条の関連規定に従って行われる。申請者が出版行政部門の許可文書を取得した後、更に関連法令に従い商務主管部門に申請を提出し、外商投資の審査・許可手続をしなければならない。また許可を取得した後の90日以内に許可文書と「外商投資企業許可証書」を持参して元の出版行政許可部門へ「出版物経営許可証」を受取りに行く。申請者は「出版物経営許可証」と「外商投資企業許可証書」を持参して、所在地の工商行政管理部門へ法に従って営業許可証を受取りに行く。

第十八条 インターネット等の情報ネットワークを通して出版物発行業務に従事する機構又は個人は、本規定に基いて「出版物経営許可証」を取得しなければならない。

既に「出版物経営許可証」を取得した出版物発行機構が許可された経営範囲内でインターネット等の情報ネットワークを通して出版物発行業務に従事する場合、インターネットを利用する出版物発行業務を行った後の30日以内に元の新聞出版行政許可部門に登録登記を行わなければならない。

第十九条 出版物発行に従事する読書会、読書クラブ又はその他の類似組織の設立を申請する時、本規定第十一条、第十二条の規定に従って行われる。

出版物発行企業は審査・許可の手続を行わずに法人資格を有しない読書会、読書クラブ又はその他の類似組織を設立することができるが、設立後の15日以内に関係書類を元の許可部門に登録登記を行わなければならない。

第二十条 出版物発行機構が法人資格を有しない分支機構を設立する場合、設立しようとする分支機構の業務範囲により、それぞれ出版物総発行、卸売り、小売機構を設立する関連規定に従って審査・認可の手続を行う。

出版機構が法人資格を有しない本版出版物発行のための発行分支機構を設立するには、発行分支機構所在地の省級新聞出版行政部門に報告して許可してもらわなければならない。分支機構は固定の住所、従業員と必要な設備を備えなければならない。

第二十一条 出版物発行機構は名称、業務範囲を変更する又は兼併、合併、分割する場合、本規定第七条ないし第十九条の規定に従って審査・許可の手続を行い、また工商行政管理部門で関連の登記手続を行うものとする。

出版物発行機構が他の登記事項を変更する場合、許可を出した新聞出版行政部門に報告して記録に載せ、また元々登記した工商行政管理部門で関連の手続を行うものとする。

出版物発行企業が経営活動を停止する場合、元の審査・許可部門で登記取消の手続を行い、許可証を返さなければならない。

第三章 出版物の発行活動管理

第二十二条 如何なる機構と個人も以下の出版物を発行してはならない。

- (一) 「出版管理条例」の禁止内容を含む、禁止される出版物。
- (二) 各種の違法な出版物。許可を得ずに無断で出版、印刷又は複製した出版物、出版機構又は新聞、雑誌の名称を偽造、詐称して出版した出版物、法に違反して輸入した出版物を含む。
- (三) 他人の著作権又は専有出版権を侵害した出版物。
- (四) 新聞出版行政部門が明文をもって出版、印刷又は複製、発行を禁止した出版物。

第二十三条 内部資料としての出版物は本系統、本産業又は本機構内部に無料で配ることしかできない。如何なる機構と個人も発行してはならない。

第二十四条 出版物発行業務に従事する機構と個人は、以下の規定を守らなければならない。

- (一) 法に基づいて設立した出版機構及び総発行、卸売り機構から仕入れなければならない。
- (二) 無断で新聞出版行政部門が許可した経営範囲、経営場所を超えて経営してはならない。
- (三) 法律、法規が禁止する内容又は詐欺の性質を持つ文字を含む購読募集書、広告とポスターを貼ったり、配ったりしてはならない。
- (四) 出版物を組み合わせて販売、出版物を強引販売してはならない。
- (五) 無断で出版物の版權記載ページを変更してはならない。
- (六) 「出版物経営許可証」は経営場所の目立つ位置に掲示しなければならない。
- (七) 「出版物経営許可証」と許可文書は、改ざん、変造をしてはならず、またレンタル、貸出、売出又は他の如何なる形式による譲渡をしてはならない。

第二十五条 出版発行企業（機構）は発行活動において公平、適法、信義誠実の原則に従い、図書取引規則を履行し、また出版物売買協力契約を締結するものとし、国家の利益及び公衆の利益を損害してはならず、消費者の合法的利益を損害してはならない。

第二十六条 出版物発行機構は職業教育制度を確立して、「中華人民共和国労働法」と国家が定めた職業分類及び出版物発行員職業機能基準に基づいて、本機構の従業員が国家労働行政部門の許可を得た考査鑑定機構が実施する職業機能鑑定考査に参加するのを組織するものとする。

第二十七条 出版機構は本版出版物に対し総発行権を有する。

出版機構は出版物総発行権を持たない機構に出版物の総発行権を譲渡又は変えた形で譲渡してはならず、出版物卸売り権を持たない機構に出版物の卸売り又は出版物卸売りの代理業務を委託してはならず、出版物発行機構ではない機構に出版物の発行を委託してはならない。

第二十八条 インターネットによる出版物の取引プラットフォームを作る場合、所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に報告して記録に載せ、新聞出版行政部門の指導と監督管理を受けるものとする。

インターネットによる出版物取引プラットフォームサービスを提供する経営者は、インターネットによる取引プラットフォームを通して出版物発行に従事することを申請する経営主体の身分を審査し、経営主体の営業許可証と「出版物経営許可証」を確認し、またこれらのコピーを保存して検査に供しなければならない。営業許可証と出版物営業許可証のいずれかを備えていない経営者にインターネットによる取引プラットフォームのサービスを提供してはならない。

情報ネットワークを利用して出版物発行業務に従事する機構と個人は、そのウェブサイトのトップページ又は経営活動関連ページの目立つ位置に「出版物経営許可証」と営業許可証に記載された関連情報又はリンク表示を掲載するものとする。

インターネットによる出版物取引プラットフォームサービスを提供する経営者は、インターネットによる取引プラットフォームで各種類の違法、禁止活動に従事しているのを発見した場合、有効な措置を取って制止し、直ちに所在地の新聞出版行政部門に報告するものとする。

第二十九条 省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門及び全国的出版、発行産業協会は、全国的出版物展示販売活動の主催を申請することができる。

全国的出版、発行産業協会は二つ以上の省に渡る専門的出版物の展示販売活動を主催することができる。市、県級の新聞出版行政部門と省級出版、発行協会は地方的出版物展示販売活動を主催することができる。

第三十条 全国的出版物展示販売活動を行う場合、主催機構は6ヶ月前に新聞出版総署に報告して、審査・許可をしてもらわなければならない。

地方的又は専門的な出版物の展示販売活動を行う場合、主催機構は2ヶ月前に所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に報告して登録登記を行わなければならない。

第三十一条 小学校、中学校と高等学校教科書の発行資格については新聞出版総署が定めるものとする。許可を得なければ、如何なる機構又は個人も小学校、中学校と高等学校教科書の出版と発行業務に従事してはならない。

小学校、中学校と高等学校教科書の発行管理弁法は別途定めるものとする。

第三十二条 内部で発行する出版物は社会向けの宣伝、陳列、展示、販売をしてはならない。

第三十三条 輸入出版物を発行する場合、法に基づいて設立した出版物輸入経営機構から仕入れなければならない。

第三十四条 出版物発行業務に従事する機構又は個人は出版物発行の仕入れ、販売伝票等の関係非財務伝票を少なくとも2年保存し、検査に供しなければならない。

出版物発行業務に従事する機構又は個人は出版物の貯蔵住所、面積、管理者の状況を許可を出した新聞出版行政部門に登録登記を行わなければならない。貯蔵住所、面積と管理者の状況に変更がある場合、変更の日から15日以内に許可を出した新聞出版行政部門に登録登記を行わなければならない。

第三十五条 出版物の貯蔵、輸送、配達活動に従事する場合、新聞出版行政部門の監督・検査を受けなければならない。

第三十六条 如何なる組織と個人も本規定第二十二条に挙げられた出版物の購読募集、貯蔵、輸送、郵送、配達、配り、付送等の活動に従事してはならない。

第三十七条 出版物発行業務に従事する機構と個人は、「中華人民共和国統計法」、新聞出版総署の「新聞出版統計管理弁法」及び国が規定した関連統計制度に従って、事実どおりに統計資料を提出しなければならない。如何なる口実で統計資料の提出を拒否、遅延してはならず、データを偽り、ごまかしてはならず、また統計資料を偽造、改ざんしてはならない。

第三十八条 出版物発行業務に従事する企業（機構）と個人は国务院新聞出版行政部門の規定に従って年度の検査を受け、また指定されたデータベース管理機構に関係データを提供しなければならない。

第四章 罰則

第三十九条 許可を得ずに無断で出版物発行機構を設立する、又は無断で出版物の発行業務に従事する場合、「出版管理条例」第六十一条に従って処罰する。

第四十条 本規定に違反して禁止された出版物を発行する場合、「出版管理条例」第六十二条に従って処罰する。

第四十一条 本規定に違反して他人の著作権又は専有出版権を侵害する出版物を発行する場合、「中華人民共和国著作権法」及び「中華人民共和国著作権实施条例」の規定に従って処罰する。

第四十二条 本規定に違反して不法出版物及び新聞出版行政部門が明文をもって出版、印刷又は複製、発行を禁止した出版物を発行する場合、新聞出版行政部門は違法行為の停止を命じ、違法して発行した出版物と違法所得を没収する。違法経営金額が1万元以上の場合、違法経営金額の5倍以上ないし10倍以下の罰金を併科し、違

法経営金額が1万円未満の場合、5万円以下の罰金を併科する。情状が重大な場合、期限を切って休業是正するよう命じるか、又は元許可書授与部門が許可証を取り上げる。

当事者が不法出版物の供給源について説明し、特定した後、検証によって確認された場合、出版物と不法所得を没収するが、他の処罰を軽減するか又は免除することができる。

第四十三条 本規定第二十二条に違反する場合、本規定第四十条、第四十一条、第四十二条に従って行政処罰を与えるとともに、許可証授与機構によりその法定代表者又は主要責任者及び直接責任者の出版物発行員職業資格証書を取消される。

第四十四条 本規定に違反して、許可を得ずに無断で小学校、中学校と高等学校の教科書を発行する場合、「出版管理条例」第六十五条の規定に従って処罰する。

第四十五条 本規定に違反して、以下のいずれかの行為がある場合、新聞出版行政部門は違法行為の停止を命じ、警告を与え、3万円以下の罰金を併科する。

(一) 総発行権を持たない機構に出版物の総発行権を譲渡又は変えた形で譲渡する場合。

(二) 出版物卸売権を持たない機構に出版物の卸売又は出版物卸売の代理業務を委託する、出版物発行機構でない機構に出版物の発行を委託する場合。

(三) 法律、法規が禁止する内容又は詐欺の性質を持つ文字を含む購読募集書、広告とポスターを貼ったり、配ったりする場合。

(四) 規定に従って年度検査を受けない場合。

第四十六条 本規定に違反して、以下のいずれかの行為がある場合、新聞出版行政部門は違法行為の停止を命じ、警告を与え、違法所得と違法発行の出版物を没収し、2万円以下の罰金を併科する。

(一) 内部資料としての出版物を発行する、又は規定により内部発行であるはずの出版物を社会に向けて宣伝、陳列、販売する場合。

(二) 新聞出版行政部門が許可した経営範囲、経営住所を超えて経営する場合。

(三) 本条例に基づき登録登記を行わなければならないが、登録登記を行わなければならないしていない場合。

(四) 直近2年の出版物発行の仕入、販売伝票等の関係非財務伝票を提供できない場合。

(五) 規定に従って指定されたデータベース管理機構に関係データを提供しない場合。

(六) 「出版物経営許可証」を売出、貸出、レンタル、譲渡又は無断で改ざん、変造する場合。

(七) 無断で登記事項を変更する場合。

(八) 無断で出版物の版權記載ページを変更する場合。

(九) 経営場所の目立つところに「出版物経営許可証」を掲示していない又はウェブサイトの目立つ位置に「出版物経営許可証」及び営業許可証に記載された関連情報又はリンク表示を掲載していない場合。

第四十七条 許可を得ずに無断で出版物卸売市場を設立する場合、無断で出版物発行機構を設立するのと同様に処罰する。

許可を得ずに無断で全国的出版物の展示販売活動を主催する又は本条例の規定に適合しない主催機構が無断で地方的又は2つ以上の省に渡る専門的出版物の展示販売活動を主催する場合、無断で出版物発行業務に従事するのと同様に処罰する。

第四十八条 本規定第二十二条に挙げられた禁止内容を含む出版物及び第二十六条に挙げられた出版物を購読募集、売り捌き、貯蔵、輸送、郵送、配達、レンタル、借り出し、購買代理の組織、配り、付送、贈与する場合、本規定第四十条及び第四十四条に従って処罰する。

第四十九条 本規定に違反して「出版物経営許可証」を取り上げられた場合、主要責任者に対し出版物発行員という職業資格を取り消し、10年以内には出版物発行員職業資格証書を再度与えない。法定代表者又は主要責任者は10年以内に発行機構の法定代表者又は主要責任者になってはならない。

第五十条 出版物経営企業の設立又は出版物経営業務に従事するのを許可された後、期限を過ぎても「出版物経営許可証」を取りに行かなかった、又は「出版物経営許可証」を取得した後1年以内にまだ出版物経営活動を行っていない場合、元の許可証授与機関は「出版物経営許可証」を撤回する。

年度検査に合格しなかった出版物発行機構について、新聞出版行政部門は情状により期限を切って是正するよう命じ、登記を延期させるものとする。

第五十一条 本規定第三十七条に違反する場合、新聞出版総署の「新聞出版統計管理弁法」に従って処理する。

第五章 附則

第五十二条 本規定で称する全国的チェーン経営とは、二つ以上の省、自治区、直轄市に渡るチェーン経営のことを指す。

第五十三条 「出版物経営許可証」の正本、副本の書式は国务院新聞出版行政部門に定められ、新聞出版総署又は省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門で統一に印刷される。

第五十四条 本規定は2011年 月 日より施行する。この前に新聞出版総署と関係部門が公布した「出版物市場管理規定」、「録音・録画製品卸売、小売、レンタル管理弁法」、「外商投資図書、新聞、雑誌の小売企業管理弁法」、「中外合作録音・録画製品小売企業管理弁法」は同時に廃止する。本規定が施行する前に本規定と一致しない他の規定は今後執行されない。